

消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2017.11 No.179

レポート	1
連続シンポジウム「地域で防ごう消費者被害 in 福岡」	
特集	2
内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「報告書」を受けて	
レポート	4
地方消費者行政の一層の強化を求める意見書／家賃債務保証業者登録規程とこれに対する日弁連意見書について／「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」に対する意見書	
翔たく仲間	7
訪問取引お断りステッカーに法的効力を認めた奈良県条例について	
事件情報	7
金やプラチナの積立てであるという「ゴールド積立くん」などと称する取引について、取引自体が公序良俗に反する私的差金決済契約であるとして、損害賠償請求を全部認容した事例	
文献・催事紹介	8

レポート

連続シンポジウム 「地域で防ごう消費者被害 in 福岡」

1 シンポジウムの概要

2017年6月17日、福岡市において、日弁連の連続シンポジウムの第4回として「地域で防ごう消費者被害 in 福岡」が開催されました。今回は、より多くの人々が参加しやすいように、適格消費者団体であるNPO法人消費者支援機構福岡との共催により、同機構の定期総会に先立っての開催となりましたが、結果的に、予想を大きく超える211人の参加を得ることができました。

2 講演

プログラムにおいては、まず講演として、松本恒雄氏（独立行政法人国民生活センター理事長）に、地域による消費者被害の防止と救済に取り組むことの意義と枠組みを、また、国府泰道氏（日弁連消費者問題対策委員会幹事）に、地域による積極的な活動が展開されている関西地区の実例をそれぞれお話しいただきました。九州地区では、消費者被害の防止や救済に対する地域としての取組が鈍い部分もあるのですが、松本理事長による理論的な裏付けと国府委員による様々な団体による連携の実際と手法について、問題の所在に対する理解と現状の認識を共有することができ、今後の活動の方向性についての示唆を得ることができました。

3 各団体からの報告

続いて、地域における消費者の見守り活動などに取り組んでいる7つの機関や団体から、その活動状況や成果などについての報告がなされました。

まず、福岡県消費生活センターからは、高齢者の消費者被害について、その特徴を踏まえた上で、第三者からの消費生活相談事例が多い傾向について説明があり、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置促進による見守りネットワーク構築の考え方が示されました。そして、九州地区において、この地域協議会が設置されている2つの自治体の1つである福岡県荊田町（かんだまち）から、その設置の背景と経緯などが説明され、既存の「荊田町見守りネットワーク協議会」による消費者問題に対する関心の高まりが地域協議会の設置を容易にしたこと、参加者の密な連絡体制を構築していくことから出発していったことなどが報告されました。また、福岡県警からは、いわゆる「特殊詐欺」に関する事例と対策について、その取組が紹介されました。

次いで、グリーンコープ生協ふくおかと福岡県との協働事業「福岡県多重債務者生活再生事業」の中で、消費生活支援事業として行っている活動が紹介されました。グリーンコープ生協ふくおかは、組合員向け広報誌において消費者被害事例の紹介による注意喚起活動を行っています。また、エフコープ生協は、福岡県との間で締結した「見守りネットふくおか」協定に基づき、共同購入・個別配達・夕食宅配事業などの日常業務において、訪問時に異変を察知した場合や各種の相談を受けた場合に、各自治体の連絡窓口に通報や相

談を行っています。さらに、セブン-イレブン・ジャパンからは、年中無休・深夜営業というコンビニエンス・ストアの特徴を生かした「まちの灯り」・「住民の生活拠点」としてのSS（セーフティ・ステーション）の活動とその成果としての「特殊詐欺」の抑止についての報告もなされました。

NPO法人Iサポート新宮からは、市民後見活動における生活サポートとしての見守り活動の報告がありました。そして、佐賀大学の学生グループからは、適格消費者団体であるNPO法人佐賀消費者フォーラムとともに、中学生や高校生に向けた消費者教育のテキスト作成及び啓発活動の経験と今後の取組の方向性についての報告がなされました。

4 総括

これらの機関や団体の報告によって、いずれも地域に密着し、消費者被害の防止と救済に寄与する活動を行っていないながら、必ずしも十分な認識の共有がなされていないことが明らかになりました。今回のシンポジウムは、これらの機関や団体を始めとするより多くの組織の密接な連携の必要性を強く意識させるものとなり、消費者安全確保地域協議会の設置に向けた行政の動きを促進すべきであるとともに、改めて消費者教育の重要性に目を向けるきっかけを提供することができたものと思います。

消費者被害の予防・救済のための連携プロジェクトチーム
朝見行弘（福岡県）

内閣府消費者委員会消費者契約法 専門調査会『報告書』を受けて

内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」といいます。）では、消費者契約法の第二次改正を目指し、2017年8月4日に「消費者契約法専門調査会報告書」（以下「報告書」といいます。）を取りまとめました。

以下、報告書に関する日弁連の意見書及びシンポジウムについて、特集します。

意見書

内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会 『報告書』に対する意見書

日弁連では、専門調査会が取りまとめた報告書に対して、8月24日に標題の意見書を取りまとめ、翌25日に消費者庁及び内閣府消費者委員会に提出しました。

本稿ではその意見書の概要を紹介します。

1 総論

消費者契約法（以下「消契法」といいます。）の見直しに当たっては、消契法の目的（消契法第1条）を重視し、「国民経済の健全な発展」は「消費者の利益擁護」がなされている公正な取引環境の中で実現されていくべきこと、これに加えて、高齢化社会の進行、高度情報通信社会の進展及び民法の成年年齢の引下げが検討されていることに伴う若年者保護の必要性といった視点を踏まえることを求めています。

その上で、可及的速やかに法制化作業を行い、2018年の通常国会において消契法の改正法案提出がなされるべきこと、今後の課題として検討を行うべきとされた論点については、報告書に基づく法改正が実現した暁には直ちに政府において検討を行うべきことを求めています。

2 「措置すべき内容を含む論点」について

(1) 不利益事実の不告知（消契法第4条第2項）

不利益事実の不告知の主観的要件について、「故意」に加えて「重大な過失」を追加するという報告書の提案については、現在よりも消費者被害の救済範囲を拡大するという観点から賛成しています。

しかしながら、主観的要件に「重大な過失」を追加するだけでは不十分であり、立証の困難を解消するた

め、主観的要件を削除することを継続して検討するよう求めています。

(2) 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（消契法第4条第3項）

報告書が提案する消費者の不安を煽る告知（靈感商法等）や勧誘目的で新たに構築した関係の濫用（デート商法等）のような不当勧誘行為を新たに困惑類型に追加して消費者取消権を認めることについては、現在よりも消費者被害の救済範囲を拡大するという観点から賛成しています。

しかしながら、高齢者を狙った消費者被害が高止まりし、民法の成年年齢引下げの可能性が具体化している現況からして、特に高齢者や若年者に対する消費者被害救済の促進という観点から、事業者が消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて生活に不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い消費者が契約の締結に至ったときは消費者に取消権を認める規定こそが必要であり、今次の改正における導入を求めています。

(3) 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加（消契法第4条第3項）

報告書が提案するような事業者が契約締結前に一定の行為を行ったことを理由として契約の締結を強引に求めて消費者に困惑を惹起させて契約を締結させた不当勧誘行為について新たに消費者取消権を認めることについては、現在よりも消費者被害の救済範囲を拡大するという観点から賛成しています。

しかしながら、上記のみでは不十分であり、威迫する言動、不安にさせる言動、迷惑を覚えさせるような

仕方で勧誘する行為について、困惑による取消権を拡張することを継続して検討するよう求めています。

(4) 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方（消契法第9条第1号）

報告書で提案された「平均的な損害の額」に関する推定規定を設けることについては、現在よりも消費者被害の救済を容易にするという観点から賛成しています。

しかしながら、事業者が生ずべき平均的な損害の額は、通常は当該事業者にはしか知り得ない事柄であり、その主張・立証責任を消費者に負わせることは、消契法第9条第1号が制定された意義を没却させることにもなりかねません。そこで、端的に「平均的な損害の額」の主張・立証責任を事業者に転換する規定を明定すべきことを求めています。

また、専門調査会で議論された「平均的な損害」に逸失利益が含まれるかどうかという論点は、解約料をめぐる消費者トラブルの対応策として重要な論点であり、報告書においても述べられているとおり、今後も引き続き検討することを求めています。

(5) 不当条項の類型の追加

報告書における新たな不当条項の類型（①消費者が後見等開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項、②事業者が債務不履行や債務の履行に際する不法行為の要件該当性の決定権限を与える条項）を追加する提案内容については、消費者被害の救済範囲を明確にするという観点から賛成しています。

しかしながら、上記類型の追加のみでは不十分であり、①いわゆるサ

ルベージ条項を全部無効とする規定を追加すること、②事業者の軽過失による人身損害の賠償責任を一部免責する条項については、少なくとも、生命侵害及び身体の重大な侵害が生じた場合については無効である旨の規定を追加すること、③その他消費者被害の救済の促進という観点から類型的に不当性が高いといえるものを追加すること、④原則として無効とし、例外的に有効となる場合の要件を定める旨の規定（いわゆるグレーリスト）を設けることも検討するよう求めています。

(6) 条項使用者不利の原則（消契法第3条第1項）

報告書が提案する条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮する努力義務規定を定めることについては、現在よりも消費者被害の予防を促進するという観点から賛成しています。

しかしながら、上記規定のみでは

不十分であり、消費者契約の条項につき、裁判例等で示された解釈準則を経ても、なおその内容が不明確であり、複数の解釈が可能である場合には、消費者にとって有利な解釈をしなければならない、との解釈規定を明文で設けることを継続して検討するよう求めています。

(7) 消費者に対する配慮に努める義務（消契法第3条第1項）

消費者に対する配慮に努める義務を消契法第3条第1項に規定することは、現在よりも消費者被害の予防を促進するという観点から賛成しています。

しかしながら、上記の規定のみでは不十分であり、事業者の消費者に対する配慮を努力義務ではなく法的義務としてより明確化することに加え、事業者の義務として「当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をする」旨の規定を今次の

改正において設けることを求めています。

3 「上記以外の論点」について

(1) 「勧誘」要件の在り方（消契法第4条第1項、第2項、第3項）

今後は、いかなる働きかけが「勧誘」に該当するかについて、本年1月のクロレラチラシに関する最高裁判決の趣旨も踏まえ、今後の裁判例等の状況を見定めることが相当であり、同趣旨の報告書の提案に賛成しています。

(2) 約款の事前開示（消契法第3条）

消費者契約約款の組入要件として少なくとも消費者の認識可能性を規定することについて今後も継続して検討を行い、債権関係を見直す「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）の施行までに実現すべきとの意見を述べています。

消費者契約法部会
伊吹健人（京都）

シンポジウム

もっと使いやすい消費者契約法を実現しよう！ ～より良い第二次改正を目指して～

1 シンポジウムの流れ

2017年9月8日に標題のシンポジウムが弁護士会館で行われました。このシンポジウムでは、専門調査会による報告書の内容について、専門調査会座長代理を務めておられた後藤巻則氏に解説をしていただき、同じく専門調査会の委員を務められた増田悦子氏に、同改正によって救済が可能になると思われる事例について御報告いただいた後、日弁連の消費者問題対策委員会委員も加わってパネルディスカッションを行いました。終わりには、同委員会の前委員長である河上正二教授からも会場発言をいただきました。

2 シンポジウムでの議論の内容

意見書の項でも述べられているとおり、報告書では、大きく7つの論点における改正が取りまとめられています。本稿ではそのうち3つの論点について御紹介します。

(1) まず、報告書では、事業者の働



きかけによって消費者が困惑して契約をした場合の取消権の提案が新たにされていますが、事業者が消費者の合理的な判断ができない状況につけ込んで契約を締結させた場合には事業者による働きかけがなくとも、取消権を認めるべきではないのかという点について、議論が交わされました。高齢化社会の進展により、事業者による働きかけがなくとも高齢者が不要な契約を結ばされる事態が想定されるだけでなく、若年成人の判断力不足又は経験不足に乗じて、若年成人が不要な契約を結ばされる事態も想定されるからです。また、このような契約によって不当に利益を上げる事業者は保護しなくて良いのではないかと、もし成年年齢を引き下げるのであれば、未成年者取消に代わるセーフティーネットを設けることが我々の責務ではないかとの意見が出されました。

(2) 次に、約款の事前開示についてです。改正民法においては、定型約款の事前開示は求められておらず、消費者がその契約内容の開示を請求してから、事業者が見せれば良いことになっています。しかし、実際にはそのようなことを請求する消費者はいないと思われるので、事業者は、自らの契約条件を、消費者に秘匿し



たままで契約内容とすることができなくなってしまう。そこで、少なくとも消費者契約においては、事業者は、消費者と契約をする前に、消費者が事業者に約款の開示を請求しなくても、消費者がその約款を見ようと思えば見られる、という状態にまで開示しておくべきではないのかとの意見が出されました。

(3) 最後に、消費者に対する配慮に努めるべき義務についてです。報告書では、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、消費者の知識及び経験が盛り込まれたものの、消費者の年齢は盛り込まれませんでした。しかし、本報告書は、高齢化社会に対応するためとして諮問を受けたものであるから、考慮要素に年齢を入れるべきであるとの意見が出されました。

消費者契約法部会
岩城善之（愛知県）

地方消費者行政の一層の強化を求める意見書

1 いま、地方消費者行政は財源的に大きな危機に陥っています

地方自治体は、消費者行政を維持推進するための「自主財源」を確保できない現状にあり、国からの「地方交付税」と「地方消費者行政推進交付金」（以下「推進交付金」といいます。）によって地方消費者行政を維持・推進してきました。

地方交付税は使途が決められていない「一般財源」であるのに対して、推進交付金は消費者行政に使途が決められた「特定財源」です。全国の地方自治体は、一般財源120億円の地方交付税を消費者行政予算になかなか回せず、やむなく50億円の推進交付金に頼って消費者行政を維持・推進してきたのです。

消費者庁と財務省との合意では、推進交付金を用いて新規事業に取り組むことが出来る期限は2017年度までとされており、それ以降は新規事業への推進交付金の適用は無くなります。これに間に合っても、推進交付金を活用する期限については事業ごとに決まっており、最長でも2027年度で推進交付金は完全に無くなる見通しなのです。これは推進交付金が地方消費者行政活性化のための「呼水」としてしか位置付けられていなかったためです。あとは地方公共団体の自主財源を確保しなければなりません。

2 これまでの経緯について

2009年に消費者庁及び内閣府消費者委員会が設置されましたが、この年度には「地方消費者行政活性化基金」（以下「活性化基金」といいます。）として150億円が交付され、翌2009年度には80億円が交付され、全国の地方自治体は、活性化基金を使って、消費生活相談体制の整備と消費者問題解決能力の高い地域社会づくりをしてきました。消費者フェアの実施や、適格消費者団体への事業援助や人材の確保も活性化基金が財源です。活性化基金によって全国で消費生活センターは2015年度初めには285箇所も増え（2009年度比）、全自

治体に生活相談窓口が出来ました。とはいえ、まだ相談員のいない自治体も4割あって消費者担当公務員は業務担当を兼務していますし、見守りネットワークの推進・強化もままなりません。

先述のとおり、地方交付税は地方の財政難を背景に消費者行政にはあまり回っておらず、地方消費者行政は推進交付金なくして成り立たないところまで来てしまっておりますがこのような状況の中で、その制度の将来の目処が立たずに、財源的に推進交付金廃止の危険が生じているわけです。

推進交付金が廃止されると、地方消費者行政の後退を招く恐れがあります。そこで、全国の知事会や各県・各区市町村の多くは、消費者庁・財務省らに推進交付金継続の意見表明をしてきました。

日弁連も、喫緊の課題として2017年5月1日に「地方消費者行政の一層の強化を求める意見書」を取りまとめました。この意見書は、2008年6月19日の「地方消費者行政の抜本的拡充を求める意見書」、2011年4月14日の「地方消費者行政の充実・強化に対する国の支援のあり方に関する意見書」、2012年6月14日の「地方消費者行政の持続的強化を求める意見書」などの意見書と同基調ですが最も深刻な内容になっています。

3 「地方消費者行政の一層の強化を求める意見書」について

意見書の趣旨は以下の3点です。

(1) 地方消費者行政推進のための交付金（＝推進交付金）の継続

推進交付金の実施要領について、2017年度までの新規事業に適用対象を限定している点を2018年度以降の新規事業に適用対象を含めるよう改正するとともに、消費者行政の相談体制、啓発教育体制、執行体制等の基盤拡充に関する事業を適用対象に含めるように改正して、同交付金を少なくとも今後10年程度は継続すべきである。

(2) 国の事務の性質を有する消費者

行政費用に対する恒久的財政負担
「国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、違反業者への行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関係する事務に関する予算の相当部分について、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。」
(3) 地方消費者行政職員の増員と資質向上

「国は、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性ある施策を講ずべきである。」

「消費者問題は国家の最低限の課題である」とするナショナルミニマムの考え方にに基づき、消費者問題を解決するための費用は恒久財源化を図るべきです。すなわち、地方消費者行政職員の増大と資質向上、そのための国家の財政的支援は不可欠であり、そのために、消費者安全法・地方財政法の改正が必要だと考えます。

4 本年8月30日の消費者庁の2018年度予算概算要求によると、推進交付金については前年度同様の30億円を概算要求し、これとは別に新たな交付金として「地方消費者行政強化交付金」10億円を要求しました。これまでの本予算30億円と補正予算20億円の合計50億円の予算に対し、交付金継続に消極的な財務省とどう折衝するかが課題となります。

各弁護士会から、日弁連意見書と同趣旨の意見書を出していただいた上で、この問題についての世論の喚起をしていきたいと思えます。

消費者行政部会
山崎省吾（兵庫県）

家賃債務保証業者登録規程とこれに対する 日弁連意見書について

■ 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され（2017年10月25日施行）、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など）の入居を拒まない賃貸住宅（以下「登録住宅」といいます。）制度＝新しい住宅セーフティネットが創設されました。

登録住宅における賃貸借契約に際しては、主として、賃貸人側の家賃未収の不安に対応するために、家賃債務保証業者による機関保証の利用が予定されています。改正法では、住宅金融支援機構の保険引受けの対象に家賃債務保証を行う業者を追加することとし、併せて、専ら住宅確保要配慮者向けの登録住宅においては、国と地方公共団体による家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助を行う予算措置が採られました。

このように、新しい住宅セーフティネットにおいては、家賃債務保証業者の利用が想定されていますが、賃貸住宅における居住の安定の確保を図るために補助などの制度が創設されるものであることに鑑み、こうした趣旨に即して業務の適正さを確保させるため、家賃債務保証業登録規程（同年10月2日公布、同月25日施行）を制定し、家賃債務保証業につき任意の登録制度を創設し、登録した家賃債務保証業者でなければ、登録住宅における家賃債務保証ができず、また、保険引受けや保証料補助を受けられないこととしました。

■ 規程案についてはパブリックコメントが募集され、93件の意見提出があり、日弁連も、7月19日付けで、「『家賃債務保証業者登録規程案』に関する意見の募集に対する意見書」を提出しました。家賃債務保証業については、家賃を滞納した賃借人に対する生活の平穏を害する不当な取立てや賃借物件の使用を阻害する「追い出し」行為による被害が多発し、社会問題となったことから、日弁連は、これまでも意見書及び会長声明を公表し、家賃債務保証業に対

する法規制の実施を求めてきました。上記意見書では、同規程について、任意的登録制度に基づく一定の行政的規制により賃借人の利益の保護を図るものと評価しつつ、家賃債務保証業の規制としては更に充実した制度整備が必要であるとの観点から、大要、次のような意見を述べました。

(1) 第一に、告示による任意の登録制としたことは規制の第一歩ではありますが、今なお被害が「高止まり」していると評価されていることに鑑みて、家賃債務保証業については、法律による義務的登録制の実現が図られるべきです。併せて、保証・賃貸拒否など、居住の安定を阻害する要因となっている家賃等滞納情報提供事業（家賃滞納データベース）についても禁止等を含む規制を行うべきです。

(2) 第二に、端的に、不当な取立て行為を禁止する規定を設けるべきです。同規程では、家賃債務保証業者は、登録申請時に提出すべき書面として、求償権の行使方法に関する事項を記載した書面の提出を要求されており、当該書面では、賃借人の平穏な生活を害する行為に関する事項として、不当な取立て行為が類型化されていて、これらを禁止する社内規則等の定めを設けることが求められています（同規程4条2項8号）。国土交通大臣は、上記の記載事項が「業務に関し、賃借人の生活の平穏を害するおそれがない」といえないときには、登録をしないとされています（同規程6条1項14号ハ）。また、業務処理の準則として、家賃債務保証業者に対し、「賃借人その他の者の権利利益を侵害することのないよう、適正にその業務を行わなければならない」旨の一般条項を定め（同規程11条）、同規程27条1項において、これに反した場合や、業務に関し、賃借人その他の者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれ大であるとき、業務に関し、公正を害する行為をしたとき、又は公正を害するおそれ大であるとき、業務に関

し他の法令に違反し、家賃債務保証業者として不相当であると認められるときには、国土交通大臣による指導、助言、勧告を行うことができ（同規程27条1項）、これらの事由に該当する場合で情状が特に重いとき、又は指導等に従わなかったときには、登録を取り消すものとしています（同規程28条1項7号）。このように、家賃債務保証業者に体制を整備させるとする規制の方向性は理解できるものの、自主的な対応に任せるべきではなく、やはり不当な取立て行為を禁止する規定を置き、違反した事業者に対しては指導等の対象となることを明記すべきです。

(3) 第三に、「追い出し」行為など不当な取立て行為の根拠とされる不当条項等は、保証委託契約書において定めてはならないとすべきです。例えば、平成21年2月16日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知（国住備第111号）では、賃借人の意思に反して、家賃債務保証業者が、賃借物件に立ち入ったり、開錠を阻害する措置を講じたりすることができるとする条項、家賃債務保証業者が賃貸借契約を解除し、あるいは、解約を申し入れることができるとする条項、家賃債務保証業者が賃借物件内から賃借人所有の動産を搬出して保管することにつき一切の損害賠償責任を負わない条項などが、消費者契約法又は公序良俗違反により効力を否定される可能性がある指摘しています。

(4) 第四に、家賃債務保証業者が、賃貸人に代わって、賃借人から家賃を回収したり、明渡義務の履行を求めたりすることなどは、弁護士法72条に違反するおそれもあることから、非弁行為が同規程27条1項4号の指導等の対象となることを明記すべきです。

土地・住宅部会
増田 尚（大阪）

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ ～「観光先進国」の実現に向けて～」に対する意見書

1 カジノ解禁推進法について

2016年12月15日、多くの市民の強い反対の声を押し切る形で、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(以下「カジノ解禁推進法」といいます。)が成立しました。

同法によれば、国は、「地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として」(3条)、「特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有」し(4条)、「必要となる法制上の措置」を「この法律の施行後一年以内」すなわち2017年末「を目途として講じなければならない」とされています(5条)。また、同法は、「特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部(以下「IR推進本部」といいます。)を設置する」こととしており(14条)、2017年3月24日、これに基づいて、総理自身を本部長とするIR推進本部が設置されました。さらに、そのもとに設置された有識者会議である特定複合観光施設区域整備推進会議(以下「IR推進会議」といいます。)において、先述の「必要となる法制上の措置」を含む「特定複合観光施設区域の整備の推進」に必要となる事項について、検討が行われました。IR推進会議が、2017年7月31日に取りまとめた「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」(以下「本取りまとめ」といいます。)は、まさに、今後我が国にカジノが設置される場合のカジノ規制の在り方を含む具体的な方策を記すものであって、上述の「必要となる法制上の措置」を含む「特定複合観光施設区域の整備の推進」に必要となる事項にあたります。

2 日弁連意見書の内容について

本取りまとめは、すぐにパブリックコメントに付されました。日弁連

も、これに応じて、2017年8月23日付けで意見書をまとめ、IR推進本部事務局に送付しました。意見書の概要は次のとおりです。

(1) 本取りまとめは、①世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立、②滞在型観光モデルの確立、③世界に向けた日本の魅力発信の3点を変革することが特定複合観光施設区域整備(以下、「IR」といいます。)の意義であるとしたうえで、IR事業全体の採算性を担保するために高い収益を期待できるカジノが必要であるとしていますが、カジノを解禁する理由としては不十分です。

(2) 本取りまとめは、カジノが滞在型観光の実現、地域経済の振興、財政の改善、ひいては、我が国の経済社会の一大転換、国際的なプレゼンス向上をもたらすとしていますが、カジノ解禁により、本当にそのような経済効果をもたらされるのかについては検証がなされておらず、カジノ解禁によるマイナスの経済的効果の検討も全くなされていません。

(3) 本取りまとめは、カジノ事業の廉潔性の確保と弊害防止対策のために「世界最高水準の規制」をしていますが、カジノの収益性の確保の要請とは矛盾せざるを得ない規制の強化の徹底は困難です。

(4) 本取りまとめは、反社会的勢力等を排除するとしていますが、暴力団員の潜在化が進んでいる状況下において、その現実的な実現可能性には疑問があります。カジノ解禁による暴力団等の反社会的勢力の勢力拡大の危惧は払拭されていません。

(5) 本取りまとめは、マネーロンダリング対策として、犯罪収益移転防止法に基づく規制を超える一定額以上の現金取引の届出等の措置を検討し、また、顧客間のチップ等の譲渡やカジノ施設外へのチップ等の持ち出しの禁止等をするとしていますが、これによっても、マネーロンダリングを完全に阻止することはできません。

(6) 本取りまとめは、広告・勧誘の制限等の依存防止対策を挙げていま

すが、既に約536万人ものギャンブル依存症者が存在しているのにその発生機序や原因等を調査研究した上で、その研究結果を依存防止対策や治療に役立てるということもせず、このような対策を提案するのは極めて不十分です。例えば、テレビ・インターネット等による広告・勧誘について、方法が適切なものとなるよう努力義務を課すにとどまっていることからしても、「世界最高水準の規制」には遠く及びません。

(7) 本取りまとめでは、カジノ事業者が顧客に金銭を貸し付ける業務等を認め、これらの業務を一般に規制する貸金業法等「とは別に」規制を講じ、過剰貸付けを防止するために「貸金業法を参考として」顧客の返済能力調査及び顧客ごとに貸付上限額の設定をすることでありますが、貸金業法の適用対象外の貸付けをカジノ事業者に認めることは、多重債務者を再び増やす結果をもたらします。

(8) カジノ解禁は、これまで賭博罪の違法性を阻却するために特別法を制定するに際して「目的の公益性(収益の用途が公益性のあるものに限る)」「運営主体の性格(官またはそれに準じる団体に限る)」が考慮要素とされていたために民間賭博が公認されることはなかったという我が国の刑事司法政策に重大な変更をもたらすものです。法秩序全体の整合性の観点から十分な検討が必要であって、拙速です。

(9) 以上の理由から、本取りまとめに基づいて、カジノ解禁の推進を行うための法制上の措置を講じるべきではなく、むしろカジノ解禁推進法を廃止すべきです。

3 おわりに

突然の解散総選挙によって、いわゆるカジノ実施法の国会提出の見通しは不明ですが、今もってカジノ解禁に反対する市民の数の方が圧倒的に多いという点に立脚して、粘り強く取り組んでいくことが必要です。

多重債務部会
吉田哲也(兵庫県)

訪問取引お断りステッカーに法的効力を認めた奈良県条例について

全国の自治体や弁護士会で「訪問取引お断りステッカー」（以下「ステッカー」といいます。）が作成されています。しかし、同ステッカーは、特商法3条の2第2項（再勧誘禁止規定）の「契約を締結しない旨の意思」の表示には該当しないというのが消費者庁の解釈です。また、都道府県でもステッカーの効力を規定した条例はありませんでした。そのような中、奈良県は、平成29年3月14日、「奈良県消費生活条例による不当な取引行為の指定」（告示）を改正し、都道府県で初めてステッカーの効力を明文で規定しました。「消費者が住居等に貼り紙その他の方法をもって、訪問販売等に係る勧誘に対する拒絶の意思を表示しているにもかかわらず訪問勧誘等をするのは、不当な取引行為として規制されることになりました。

奈良弁護士会では、平成28年1月16日、シンポジウム「ストップ！迷惑勧誘」を開催し、ステッカーを作成する話が出

てきました。そこで、ステッカーの実効性を高めるためには条例による裏付けが必要であるということになり、奈良弁護士会消費者保護委員会のメンバーによって奈良県の担当課に告示改正のための働きかけが行われ、その結果、平成29年1月26日に奈良県消費生活審議会に告示の改正が提案され、上記のとおり実現しました。

奈良では、弁護士、消費生活相談員、消費者団体のメンバー等が集まり、NPO法人なら消費者ねっとを設立して活動し、県の担当課や消費生活センターの職員には月1回の理事会にオブザーバー参加してもらったり、イベントや学習会での共催や委託事業を通じて支援を受けるなどしています。また、奈良弁護士会でも、消費生活センターへの苦情処理専門員の派遣や定例の意見交換会の開催などしております。そのため、消費者被害防止におけるステッカーの重要性や告示改正の必要性については日頃から行政

との間で共通の理解を得ることができており、このような行政との日常的な連携・協力が、告示改正に繋がったものと考えています。

告示が改正され、当会では早速、奈良県、社会福祉協議会及びなら消費者ねっとに呼び掛けて賛同団体になってもらい、ステッカーを作成しました。現在、ステッカーの配布を進めており、ステッカーを消費者被害の防止だけでなく、地域における消費者の輪を拡げていくことにも結びつけていきたいと考えています。

NPO法人なら消費者ねっと
理事長 北條正崇（奈良）



事件情報

東京

金やプラチナの積立てであるという「ゴールド積立くん」などと称する取引について、取引自体が公序良俗に反する私的差金決済契約であるとして、損害賠償請求を全部認容した事例（東京地裁平成29年7月5日判決、被告控訴）

- 1 本件は、貴金属積立（分割払）まがい取引を「ゴールド積立くん」、「プラチナ積立くん」などという商標登録を得て、大阪や仙台などに支店を設けて営業活動をしている業者（訴訟も全国的に複数係属していたようです。）について、その商法を正面から公序良俗に反するとし、業者、役員、従業員（一部従業員について直接関与していない部分の損害を含む。）全員に対して損害賠償請求を全部認容したものです（被害者は被害当時69歳の女性、認容額は約1800万円）。
- 2 本判決は、取引の仕組みを認定した上、これについて、「被告会社が、商品市場における取引によらないで商品市場における相場を利用して差金を授受することを目的とする行為であって、被告会社は、商品先物取引法の許可や金融商品取引法の登録も受けていないにもかかわらず、これを行ったものである。かかる被告会社が原告に対して本件各契約を締結させた行為は、公序良俗に著しく反し、私法上も不法行為を構成させるに十分な違法性を有する」と判示し、「本件各契約は、従来のドルコスト平均法のデメリットを回避するために考案された現物の売買契約であり、実際、被告会社は金地金等の現物を仕入れており、在庫として保有し、現物の売買を行う小

- 売業者である」との業者らの主張を、「そもそもドルコスト平均法は、貴金属の積立を安定的に行う方法であって、現物の所有権が移転するものであるのに対し、本件各契約では、全額の分割払が完了するまで現物の所有権が移転しないものであって、分割金の支払期間が本件のように16年間ないし18年間と長期にわたるものであれば、被告主張のドルコスト平均法のデメリットよりも本件各契約の相場変動のリスクのデメリットの方が大きいものと認められ、しかも、被告の得た手数料は被告のデメリットを解消するものではあっても原告のデメリットを解消するにはほど遠いものであるから、これを同一に論じることは相当ではない」と判示して排斥しています。
- 3 本件は、筆者から見ればどのような角度からでも請求が認容されるべき事案ではありましたが、（それだからこそ）本件訴訟では、業者側は訴訟活動により混乱を生じさせようとしているのではないかと感じられる向きもありました。本判決は業者の主張に惑わされることなく、言わば王道的な判断を説得的に示しており、従来の同種判断に比肩する判断の一つとして、同種事案の事件処理において参照価値が高いものと思います。

荒井哲朗（東京）

消費者問題 文献・催事紹介

文献紹介 消費者委員会の挑戦 — 消費者の安全・安心への処方箋を求めて —

著者は、内閣府消費者委員会の委員長を3期（第2次～第4次）6年務めた方です。本書は「Ⅰ 消費者委員会活動報告から」「Ⅱ [鼎談] 消費者法の新たな地平を目指して〔河上正二・川口康裕・池本誠司〕」「Ⅲ 具体的課題への取り組み」の3部構成となっています。Ⅰは、著者が在任中の消費者委員会で課題となった事項が整理されており、消費者委員会がどのように動いたのかがよく分かる内容です。また、Ⅱは、現在、消費者法・消費者政策の最前線で活躍をしているベテランの問題意識が生き生きと伝わる鼎談、Ⅲはジュリスト誌に「霞ヶ関インフォ/消費者委員会」とし

て連載された個別問題の解説が加筆されたもので、Ⅰの活動報告がより具体的な形で紹介されているものです。著者自身が前書きで述べているように、現在の消費者法・消費者政策がいかなる方向に向かっているかを知ることができると好評です。
4～6変判 416頁/3132円（税込）
発行 信山社
著者 河上正二



催事 シンポジウム お買い物で世界を変える～消費者市民社会の到達点とこれから～

日時 2017年12月14日(木) 17時45分～20時30分
場所 弁護士会館17階1701会議室
主催 日本弁護士連合会
問合せ先 日本弁護士連合会人権第二課 電話：03-3580-9512

2012年12月に消費者教育の推進に関する法律が施行されてから、間もなく5年が経過します。この法律は、消費者教育によって、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することを基本理念の一つに掲げています。

本シンポジウムでは、これまでの5年間を振り返るとともに、今後、どのように消費者市民社会を実現していくか、展望していきます。日本消費者教育学会会長の東珠実氏をはじめとする5名の登壇者が、消費者市民社会に関する様々な取組について、講演・報告します。キーワードは、「お買い物で世界を変える」。消費者教育の実践に役立つシンポジウムですので、是非ご参加ください。

催事 連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害」

1. 「地域で防ごう！消費者被害 in 金沢」 2018年1月27日(土) 午後1時30分 場所 金沢弁護士会館2階 ホール
2. 「地域で防ごう！消費者被害 in 徳島」 2018年2月3日(土) 午後1時（予定） 場所 四国大学交流プラザ5階 フォーラムホール
3. 「地域で防ごう！消費者被害 in 広島」 2018年2月24日(土) 午後1時（予定） 場所 広島弁護士会館2階 大会議室

今後の高齢者や若年成人を中心とした被害予防・救済制度で成果を得るためには、地域での消費者団体・高齢者団体等との連携が必要です。他団体との連携に向けた取組として連続シンポジウムを全国各地で開催しています。既に、東京・大阪・愛知・福岡・札幌・宮城で開催され、特徴のある取組が報告されました。2018年には、上記の日時・場所で開催されます。勧誘規制や被害救済制度を前進させ、その実現に向けて、具体的な運動や他団体との連携を全国で共有し、全国各地の活動につなげていくために、各地で是非多くのご参加をお願いします。

催事 2018年消費者問題リレー報告会（第23回）

日時 2018年2月10日(土) 午後0時～午後5時30分（終了後、懇親・交流会）
場所 弘済会館4階梅・菊（東京都千代田区麹町5-1）、最寄り駅「四谷駅・麹町駅」
会費 弁護士・司法書士3000円、学生・ロースクール生無料、その他の方2000円

毎回、学者、研究者、弁護士、司法書士、相談員、修習生、ロースクール生ら消費者問題に興味のある様々な方々が多数参加されています。報告されるテーマは、(1)行政庁、日弁連、消費者関係団体、司法書士等の活動報告、(2)消費者問題関連立法・制度・政策等、(3)弁護団活動や研究活動など最先端の消費者問題に関する報告など、全部で50前後になります。ご参加希望の方は、2月3日までに、池袋市民法律事務所宛 FAX (03-5951-6944) またはメール (ikebukuroshimin@nifty.com) にてお申し込みください。

編集後記

本号では、私の所属会での訪問取引お断りステッカーの取り組みを取り上げていただきました。私自身、ほとんど関ることができていませんが、現在、ステッカーの配布と啓発には微力ながらお手伝いさせていただいています。具体的には消費生活相談員の方の出前消費者生活講座に同行し、お時間をいただいでステッカーの配布と説明をさ

せていただいています。おかげさまでステッカーは好評をいただき、約1万枚作成したステッカーは既に増刷の予定となっています。

県によれば、訪問販売をきっかけとするトラブルの相談は県内で年間約1千件あり、リフォーム工事などの契約を巡って高齢者から相談を受けるケースが目立ちます。このように訪問販売による

被害は、消費者問題だけにとどまりません。今後も引き続き高齢者障がい者の支援者や行政機関とも連携を取りながら、ステッカーの普及を進め、訪問販売による被害の撲滅に努めていきたいと思

野島佳枝（奈良）